

## 日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断についてのご報告

2019年8月16日

(公社) 日本オリエンテーリング協会

会長 山西 哲郎

### 1. はじめに

昨(2018)年11月24日に開催された(公社)日本オリエンテーリング協会主催の全日本スプリント選手権大会(以下「本競技会」といいます。)において、運営者が下した失格の判定(以下「本件処分」といいます。)に対して競技者から提訴がなされ、裁定委員会により失格の判定は正当との判断が示されました。大会終了後に、当該競技者より、日本スポーツ仲裁機構への申し立てがなされ(以下「本仲裁」といいます。注1:スポーツ仲裁については、文末の注1をご覧ください)、約半年にわたる審理を経て、このほど仲裁判断が下されました(詳細は、同機構WEBページ、<http://www.jsaa.jp/award/AP-2018-014.pdf>、をご覧ください)。

本仲裁においては、競技者の失格処分取り消し請求は棄却され、当協会の主張が認められました。一方で、大会運営のための規則やその運用に関する課題について、仲裁パネルの意見が付されました(仲裁判断の「第7 付言」をご参照ください)。当協会としては、今後も主催者・参加者がともに安心して楽しめるオリエンテーリング環境を整えるべく努力を続けるとともに、今回の仲裁がオリエンテーリングの発展に寄与するよう努める所存です。

### 2. 仲裁判断の骨子

本仲裁における中心的な争点及びそれに対する判断は以下のとおりです。

#### (1) 本件処分が規則に違反するか

まず、本競技会のスタート方式(スタート地点から見える位置に時計を設置しなかったことを含む)が規則に違反するか否かが判断されましたが、それが望ましいものであったかどうかは別として、当協会が制定した規則に違反すると認めることはできないと判断されました。

また、申立人のスタートについては、スタートチャイマーのスタート音が鳴る1秒前にスタートしたことは厳然たる事実であり、JR18.1項に形式的に違反していることを認め、本競技会のスタート方式が競技規則違反でない以上、他にも誤って早く動き出した競技者がいた等の事実があったとしても、申立人の競技規則違反が治癒されまたは不問に付されるべきとは言えないと判断されました。

以上により、申立人のスタートは競技規則違反に該当し、競技規則に違反した者は失格とする明文が存在し、当協会の決定がその明文の規定を根拠になされたものであるから、本件処分が規則に違反している場合には該当しないと判断されました。

## (2) 本件処分が規則には違反しないが著しく合理性を欠くか

申立人の他にスタート音が鳴る前に動き出した選手がいた中で申立人のみが失格処分が下されたことについて、スタートラインに戻ってスタートをやり直した者とそうでない者との間に競技成績に影響を与える差異があったことを考えると、失格とするか否かについて大会主催者に裁量を与えられていることに鑑みれば、一定の合理性が認められ、他に平等を欠くといえるような具体的な事実が存在するのでなければ著しく合理性を欠くものではなく、そのような具体的な事実の存在も認めることはできないから、平等原則に違反とは認められないと判断されました。

続いて、タイム補正で対応した他の競技者との関係については、タイム補正がなされた競技者については、スタートチャイマーの不具合という明らかに大会主催者側の責に帰すべき事情によりスタートが遅れたと認定されたことによるのに対し、申立人については、大会主催者側の責に帰すべき事情はなく、本来のスタートよりも早くスタートしている点でも事情を異にし、平等原則に違反しないと判断されました。

最後に、申立人に対しタイム補正を行わずに失格処分を下したことが不当に重い処分か否かという点については、タイム補正の規定 (IR22.10) が大会主催者側の過失でスタート時間から遅れた場合の規定であって、自己の過失による所定のスタート時間より早くスタートした申立人とは事案を異にすること、申立人が自らスタート時間を全く管理できなかったとまでは言えないこと、時間を争う競技において他の競技者より早くスタートしたことに対してどの程度の重みのある処分を課すかは基本的に競技団体の自主的な判断を尊重すべきこと、本件処分が本競技会限りの処分にとどまり、その後の競技会に出場することは妨げられるものではないこと、などを理由に、比例原則に反するとまではいえないと判断されました。

## (3) 本件処分の決定に至る手続に瑕疵があるか

裁定委員会においては、運営者が把握する限りでの情報提供はなされ、本件処分の対象となった事実の告知及び弁解の聴取の機会も与えられているため、本件処分の決定に至る手続に瑕疵があったとはいえないと判断されました。

## 3. 課題と今後に向けた取り組みについて

本仲裁では当協会の主張が認められたものの、仲裁パネルからは、いくつかの大会運営のための規則やその運用に関する課題があることが指摘されました。これらを含めて、当協会としても、本競技会及びその後の本仲裁を通じて、以下の課題を認識しています。

### 1) 競技規則の整備

国内競技規則は、現在のように競技が先鋭化されていなかった 1990 年代にその骨格が制定されたもので、当時はスプリント競技もありませんでした。その後の競技環境の変化に

応じた競技規則の整備、規則類やその運用についての明確化と運営者・競技者間での共有、1秒を争うスプリント競技の適切な運営方法、競技レベルの高いエリートクラス等とそれ以外のクラスが競技会において混在していることを鑑みた持続可能な競技規則の運用等、多くの課題があると認識しています。スプリント競技の運営の在り方や競技規則の改定など、既に着手したものもありますが、今後も、具体的な規則の整備、長期的な仕組みづくりの両方から対応する所存です。

## 2) 大会開催に対するガバナンスの不十分さ

問題の一端は、本競技会での運営上の不手際にあったと考えています。仲裁パネルからは、これらが競技規則違反であるという指摘はなかったものの、全日本選手権大会という場としては不十分なものであったことは、明らかです。当協会として、主催大会の質維持のためのガバナンスの確立について検討するとともに、その実装を進めています。今後も、安心して参加可能であると同時に持続可能な大会運営について、努力と工夫を続けていく所存です。

## 3) コミュニケーションの不十分さ

競技会において、競技規則違反に対して厳正に対処することは、主催者の義務でもあります。同時に失格を含めたペナルティーは主催者・参加者双方どちらにとっても快いものではありません。ペナルティーやそれに関する裁定委員会の決定については、その意図をより丁寧に競技者に伝えることが必要と感じております。協会内部でのコミュニケーション不足が、本件を外部による解決に委ねる結果となったことは大きな反省点であり、その改革に向けた取組に着手しています。改革の一環として、競技者と組織のコミュニケーションを円滑にするアスリート委員会（仮称）の設置を検討しています。

## 4) スポーツにおける判断への責任の自覚

スポーツの世界では、時には「失格」という重い処分が下されることがあります。これはスポーツが遊びという性質を強く持つが故に生まれる真剣さによるもので、だからこそスポーツには価値があり、熱狂も感動をも生み出します。一方で、スポーツ組織や運営者は、このような重い処分を下す権限を持っていることを自覚すると同時に、その権限の裏返しとして、専門的な知見と高い見識を持ち、公平・公正に運営を行うことの責務があります。これは仲裁パネルからも示されたことですが、今後とも、この点への自覚と責任を強く持ち、協会運営と競技運営に尽力する所存です。

## 5) 競技者と運営者におけるルールの共有

仲裁パネルからの指摘にもあるように、本件の一端は、中央組織、運営者、競技者間のルールについての理解の齟齬がありました。競技規則の遵守はもちろんですが、その解釈・

運用について、組織・運営者・競技者が共通理解を持つ必要があります。楽しみと公平性、インテグリティ（高潔さ）という観点から、当協会として競技規則の明確化や透明性のある運用を図っていく所存です。

#### 4. おしまいに

これをお読みになる組織関係者、運営者、競技者の皆さんへのお願いを持って、当協会の報告を締めくくります。

##### ①大会運営者に対するリスペクト

運営のプロ化が進むことは、スポーツの発展にとって望ましいことですが、同時に大会運営は多くのボランティアの情熱なしに成立しません。その情熱が競技者のそれとかみ合った時、スポーツの感動が生まれます。参加者の喜びや満足がボランティアの活力の源泉です。それを是非運営者に対して表明してください。

##### ②競技者に対するリスペクト

競技者は、自分の人生のある時期を賭けて競技に臨みます。時には、人生の別の楽しみや実利を犠牲にしてまでも競技に賭けています。競技者のそのような真剣さに対して、是非リスペクトをお願いします。

スポーツが競い合いである以上、紛争のたねはなくなりません。相互のリスペクトと理解が、こうした紛争を建設的なものに変えることに貢献します。また、JOA としても、スポーツ庁がより公平・適切なスポーツ団体の運営の在り方を示したガバナンスコード（注2）に準拠し、こうした問題が二度と起こらないよう、努力する所存です。

#### 注1：スポーツ仲裁とは

スポーツに関する法及びルールを透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するため、スポーツ団体内部では解決できない紛争について、公正中立の地位を有する仲裁人をもって構成されるスポーツ仲裁パネルによって、一般的な裁判等には馴染まないスポーツ競技又はその運営をめぐる紛争を、迅速に解決することを目的とした紛争解決手続です。

#### 注2：スポーツ庁のガバナンスコードについては、

[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/houdou/31/06/1417895.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/31/06/1417895.htm)、をご覧ください。